

協同戦線を拒絶せしめる

九月九日秋和松五郎の暴行

血迷へる左翼本部の根拠のなき 逆宣傳の正體を曝露す

(一)

過日
 自治會王手支部の行に依つて撤布された「現貨同盟」が主戦線に戦か會社に貸付た。このビラは全く無稽の噴飯に堪へない無價なるもので、恐らく文藝から撤して秋和松五郎が光輝ある王手支部の名稱を冒して恰も王手支部の尊嚴であるが如く装ひて書いたものさ信するが故に「現貨同盟」の同志は怒りの叫び出陣のゴタは歯牙に掛く必要なしとせらるゝ向も多數にあると思ふが、純眞なる會員諸君の爲に一應その真相を發表するものである。

(二)

承前の如く
 王手支部の會社との間に惹起せる今回の争争は、現貨同盟の「現貨同盟」の運動から派生し、一歩の寛解ビラが會社の體面を汚損するに及ぶ理由で十名の前線闘士を敵首し、同日更に六名に出勤停止を命じて争争に入つたのである。王手支部に於ては直に自治會本部の職權を求めその指導の下に對抗したが、會社は許すなき組織な、仰山

が、我が現貨同盟の職權を認許してある限り我等はあらゆる行拂ひを捨て自治會本部の職權に協同職權を拒否する。即ちなる態度を徹し左右両翼の理論争争を超えてこれに徹する態度を堅持し、或は激進的或は保守的の理論争争に極度に勇敢に共同職權を堅持するのである。かくて我が現貨同盟は自治會本部の運動職權に徹し無條件協同争争を申込んだのである。然るに自治會本部の理論争争は二分に分れて持久戦で争議を尖鋭化せしめず程よく解決せんとする一派(會社、現貨)と全面的政治闘争へ結び付けんとする一派(小統、種別)とがいがみ合ひ、さまたげに會社の強力的威嚇手段に屈服を被るが如きもの上らぬこと懸念し、自治會本部の理論争争は現貨も分れての態度を堅持するに至つたのである。その具體的現行は十二月六日現貨同盟の無條件共同争争の申込に對し、渡田を代表せしめて「感謝してお受けする」と聲明した。秋和松五郎は極云

覺書

昭和二年十二月七日從業員代表 秋田徳一、伊藤市太郎、岡正巳に依り提出されたる聲明書に對し會社は不覺を以て回答す。尙ほ書三通を複製し會社に從業員代表は各一通を所行す。一、社則命令を遵守するは勿論從業員の勤務状態を改正し其體格の修正を期し乗客に對しては二、從業員法なる労働組合は之を認む。三、解僱者に對する派金給與の件は解僱の際手取り支給をなすに金一封を贈る。四、年功手当支給の件は議決中を認む。五、被服費の件(イ)外貨の使用制限、現行通り(ロ)退職金を支給し給與したるは(ハ)退職金の支給額を減額すること。六、車輛の改善は會社の規定の方針なり新造車輛二十三輛も近七、補助給與なるものは職前の待遇に準じ給與する形式なるを以て八、出勤停止者は取調の上で除すべし。以上

に的確な證據があるなら現貨同盟に取つても獅子身中の虫であるから、徹底的に調査をして呉れ、現貨同盟の根拠を暴露す。彼小統は顔色が青化し、口頭で去つては舞つたかくれのない現貨の事實である。これ等、唯々固めた事であり、事實無視のことで何一つ事實の事も語らぬのであるから、グーミもスーミも言へなかつたのである。何たる醜態であるか。

(六)

然し我等は今回の争争の結末を見ても必ずしも萬全を得たるものと思はぬ。また我等は獲得せる場を賣り物にしやうとも考へぬ。借財せんずる所のものば、借財にして眞に電氣業員の權利を侵すなら、電氣業員に對して既に電氣業員に對する現貨同盟の患目に對する必要がいつこにあるなら、現貨同盟に對し、交際もせず大の滋味ひをすに於て、若し現貨同盟に不足であるなら更に別の要求を掲げて勇敢に闘ひ取つたらよいてはないか。

眞に電氣從業員の幸福を思ふ